



市内道路の放置車両の移動を行います

松戸市は、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、市が管理する道路全てを緊急通行車両の通行を確保する区間に指定しました。これにより、令和8年8月千葉豪雨により走行不能となった放置車両の移動等の作業を実施します。

1. 移動車両数

10台（令和8年8月20日15時現在）

※今後新たに発見された車両についても、必要に応じて随時移動を行います。

2. 移動対象

市内の道路上で放置されている車両のうち、交通に支障があり、所有者が移動の手配をしていることが確認できない車両

3. 移動先

市の管理用地（個別に所有者に案内）

4. 移動実施事業者

県を通じて応援派遣された事業者に依頼して実施します。

5. 移動実施日

令和8年8月21日（金）以降、順次行います。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市建設部建設総務課 ☎047-366-7357

FAX 047-365-9107 ✉ mckensetsusoumu@city.matsudo.chiba.jp